

*かかりつけの医師の診断に基づき、保護者の方が「インフルエンザ登園届」の記載をお願いします。

なお、保育園等での集団生活に適應できる状態（咳や鼻など症状が改善し、お昼寝や給食などに支障がない状態）に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

*令和4年12月から当面の間、この様式をご利用ください。

インフルエンザ登園届（保護者記入）

三ツ藤クムクムこども園 園長 様

クラス名 ぱんだ組

児童氏名 聖光 みつ子

令和8年9月10日 医療機関名 聖光あたたかクリニック において、インフルエンザと診断されました。（発症日：令和8年9月10日）

令和8年9月17日現在、下記のとおり、「発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日間」を経過し、登園が可能となりましたので届け出いたします。

保護者氏名 聖光 藤男

発症後日数	体温測定月日	朝の体温	夕の体温	解熱薬使用の有無
0日目	9月10日	8時00分:37.8度	19時00分:38.2度	無・有
1日目	9月11日	8時00分:38.8度	19時00分:39.0度	無・有
2日目	9月12日	8時00分:38.6度	19時00分:37.2度	無・有
3日目	9月13日	8時00分:36.6度	19時00分:36.5度	無・有
4日目	9月14日	8時00分:36.6度	19時00分:36.5度	無・有
5日目	9月15日	8時00分:36.5度	19時10分:36.4度	無・有
6日目	9月16日	8時05分:36.3度	19時00分:36.4度	無・有
7日目	9月17日	8時10分:36.5度	20時30分:36.6度	無・有

※診断日ではなく、症状(発熱)が出てきた日から体温を測定し、記載してください(1日につき1行ずつ記載)。

※体温の記載漏れがないようご注意ください。記載漏れがあるとお子様のお預かりができません。

※発熱期間が長く、記録様式が足りない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。

【インフルエンザの登園規準(厚生労働省ガイドラインより)】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまでです。

	発症日	発症後1日	発症後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	発症後6日	発症後7日	
発熱後1日で解熱	発熱	解熱	→				注1	登園可能	
発熱後3日で解熱	発熱	→		解熱	→			登園可能	

注1:発症後5日以内のため登園不可となります。

※発熱した日および解熱した日は0日と数えます。

※解熱とは、24時間以内に発熱しないことを言い、24時間以内に再び発熱した場合は解熱とはなりません。

※解熱後3日間とは、解熱薬を使用しないで発熱しなくなり3日を経過したことをいいます。

*かかりつけの医師の診断に基づき、保護者の方が「インフルエンザ登園届」の記載をお願いします。

なお、保育園等での集団生活に適應できる状態（咳や鼻など症状が改善し、お昼寝や給食などに支障がない状態）に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

*令和4年12月から当面の間、この様式をご利用ください。

インフルエンザ登園届（保護者記入）

三ツ藤クムクムこども園 園長 様

クラス名 _____

児童氏名 _____

令和 年 月 日 医療機関名 _____ において、インフルエンザと診断されました。（発症日：令和 年 月 日）

令和 年 月 日現在、下記のとおり、「発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日間」を経過し、登園が可能となりましたので届け出いたします。

保護者氏名 _____

発症後日数	体温測定月日	朝の体温			夕の体温			解熱薬使用の有無
0日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	無・有	
1日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	無・有	
2日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	無・有	
3日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	無・有	
4日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	無・有	
5日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	無・有	
6日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	無・有	
7日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	時 分: 度	無・有	

※診断日ではなく、症状(発熱)が出てきた日から体温を測定し、記載してください(1日につき1行ずつ記載)。

※体温の記載漏れがないようご注意ください。記載漏れがあるとお子様のお預かりができません。

※発熱期間が長く、記録様式が足りない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。

【インフルエンザの登園規準(厚生労働省ガイドラインより)】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまでです。

	発症日	発症後1日	発症後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	発症後6日	発症後7日
発熱後1日で解熱	発熱	解熱	→			注1	登園可能	
発熱後3日で解熱	発熱	→		解熱	→			登園可能

注1: 発症後5日以内のため登園不可となります。

※発熱した日および解熱した日は0日と数えます。

※解熱とは、24時間以内に発熱しないことを言い、24時間以内に再び発熱した場合は解熱とはなりません。

※解熱後3日間とは、解熱薬を使用しないで発熱しなくなり3日を経過したことをいいます。